

予算決算委員会会議録

開催年月日 令和6年11月29日（金）

開催場所 予算決算委員会室

出席委員 46名

柴垣正仁	委員長	村上博	副委員長
寺本義勝	委員	大畷澄雄	委員
村上磨	委員	瀬尾誠一	委員
菊地渚沙	委員	山中惣一郎	委員
井坂隆寛	委員	村上誠也	委員
古川智子	委員	荒川慎太郎	委員
松本幸隆	委員	中川栄一郎	委員
松川善範	委員	筑紫るみ子	委員
井芹栄次	委員	島津哲也	委員
吉田健一	委員	齊藤博	委員
田島幸治	委員	日隈忍	委員
山本浩之	委員	北川哉	委員
平江透	委員	吉村健治	委員
山内勝志	委員	伊藤和仁	委員
高瀬千鶴子	委員	小佐井賀瑞宜	委員
田中敦朗	委員	高本一臣	委員
西岡誠也	委員	田上辰也	委員
三森至加	委員	浜田大介	委員
井本正広	委員	大石浩文	委員
田中誠一	委員	坂田誠二	委員
落水清弘	委員	澤田昌作	委員
満永寿博	委員	藤山英美	委員
上野美恵子	委員	上田芳裕	委員

欠席委員 1名

木庭功二 委員

議題・協議事項

- (1) 柴垣正仁委員長の辞任について
- (2) 委員長互選について
- (3) 予算決算委員会理事会理事の辞職について
- (4) 予算決算委員会理事会理事の選任（1名）について

午前10時38分 開会

○柴垣正仁委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

この際、諸般の事情により、副委員長に委員長の職務の代行をお願いいたします。

〔委員長退席、副委員長着席〕

○村上 博副委員長 柴垣正仁委員より、本職あて、委員長辞任願が提出されました。

柴垣正仁委員は、委員会条例第14条の規定により除斥されますので、暫時御退場を願います。

〔柴垣正仁委員 退場〕

○村上 博副委員長 それではお諮りいたします。

柴垣正仁委員の委員長の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上 博副委員長 御異議なしと認めます。

よって、柴垣正仁委員の委員長の辞任を許可することに決定いたします。

柴垣正仁委員の御入場をお願いします。

〔柴垣正仁委員 入場〕

○村上 博副委員長 それでは、委員長が欠員となりましたので、直ちに委員長の互選を行います。

互選の方法は投票によることとします。

お諮りいたします。

立会人に瀬尾誠一委員及び村上鷹委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上 博副委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○村上 博副委員長 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を御記入願います。

〔記 載〕

○村上 博副委員長 立会人はお立会い願います。

〔立会人参集〕

○村上 博副委員長 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○村上 博副委員長 異状なしと認めます。

それでは投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○村上 博副委員長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上 博副委員長 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

〔開 票〕

○村上 博副委員長 開票の結果を御報告します。

投票総数 46票

有効投票 44票

無効投票 2票

有効投票中

落水清弘委員 42票

上野美恵子委員 2票

以上のおりであります。

よって、落水清弘委員が委員長に当選されました。

委員長席を交代いたします。

〔落水清弘委員長挨拶〕

○落水清弘委員長 次に、予算決算委員会理事会理事辞任の件についてお諮りいたします。

藤山英美委員より、理事辞任届が提出されました。

お諮りいたします。

理事の辞任を許可することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○落水清弘委員長 御異議なしと認めます。

よって、辞任を許可することと決定いたしました。

これより、欠員となりました理事の選任を行います。

吉村健治委員を当委員会理事会の理事といたしたいと思います。

（「委員長、発言の許可をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○落水清弘委員長 上野委員、内容は何でしょうか。

○上野美恵子委員 今の提案についてです。

○落水清弘委員長 運営でしょうか、それとも吉村委員に対する反対ですか。

○上野美恵子委員 ただいまの提案についての意見です。

○落水清弘委員長 運営についてですか。

○上野美恵子委員 いや、提案について。運営ではありません、提案内容について。

○落水清弘委員長 上野委員から今のような内容で発言を求められておりますが、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○落水清弘委員長 では上野委員、制限時間3分をお願いいたします。

書記、携帯で時間の測定をお願いします。

○上野美恵子委員 時間制限の規定はないと思いますが。

○落水清弘委員長 いえ、職権がございますので。3分です。

○上野美恵子委員 発言させていただきます。日本共産党熊本市議団の上野美恵子です。欠員となりました予算決算委員会理事の選任に当たりまして、意見を述べます。

熊本市議会では、協議の場の委員構成、選任については、例規等による定めがないために、先例的に総人員を交渉会派人数による配分で、各会派の構成人数を決めて選任をしてこられました。今回の予算決算委員会理事の選任についても、今述べられたような先例による選任の方法を取り、会派人数の変更に基づき市民連合から補充する委員が提案されています。

予算決算委員会は、本市の予算と決算を審議する重要な委員会であり、その運営に関わる理事会もまた重要です。そういう大切な場に、二人会の会派や、無所属という少数会派が参加できないのは、少数の意見を切り捨てることになってしまいます。市民に選ばれた一人一人の議員には、議員平等の原則があり、全てにおいて対等、平等です。もちろん、発言権も含まれています。その意見が会派というくくりによって様々な場で反映されないのは言論の府である議会に全くそぐわないものです。特に現在は、二人会派が3つ、無所属議員5人と交渉会派とならない議員が11人となっており、議員総数の23.4%で、4分の1近くを占めています。

予算決算委員会理事会に限らず、様々な協議の場の構成から約4分の1の議員を締め出すことは、市民意見を正確に反映させるべき議会に民意が正確に反映されないことになり、議会にとっての矛盾ではないかと考えます。本来ならば、理事会にも構成議員の約4分の1、少なくとも2名以上を加えるべきです。これこそ民意の反映である、議会原則に則った運営と言えます。

元々協議の場の構成から少数会派、無所属を外すというのは、先例というだけで決まったものではありません。このたび会派の構成が変わり、少数会派、無所属議員が増えた今、協議の場をはじめとした様々な場面において、少数の意見を大切にし、市民の意見を議会そのものの構成に沿って正確に反映させるためにも、協議の場の構成を、3人以上の交渉会派の人数で配分するというやり方を見直し、少数会派、無所属議員が協議の場等の構成メンバーとなれるよう改善すべきであり、この点をこの場で要望しておきます。よって、今回の提案については賛同できません。

以上。

○落水清弘委員長 ただいまの上野委員の発言は運営に関することですので、本来この場での発言すべき内容ではございません。議会運営委員会もしくは予算決算委員会の理事会の方で今後は発言をお願いいたします。

今後は一切、今の内容でしたら許可はいたしません。

では、上野委員の発言は終わりました。

それでは、吉村健治委員を当委員会理事会の理事とすることに賛成の委員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○落水清弘委員長 挙手多数。

よって、そのように決定いたします。

なお、委員席の変更につきましては次回の委員会でお諮りしたいと思います。

これをもちまして予算決算委員会を散会いたします。

午前10時55分 閉会

議政局職員

局	長	江	幸	博	次	長	中	村	清	香							
議	事	課	長	池	福	史	弘	政	策	調	査	課	長	岡	島	和	彦